

令和7年度岐阜県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、現職教育職員に対して免許状の取得に必要な単位を修得する機会を与えることによって、教育職員としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 受講資格

原則として岐阜県内の学校に勤務する教育職員（教諭、助教諭及び講師）とする。

3 実施形式・会場

オンライン形式の講習と対面形式の講習を組み合わせる。

(1) オンライン形式

＜開設科目名＞

肢体不自由者教育総論、LD 等教育総論

(2) 対面形式－1

＜会場名＞

岐阜大学 岐阜市柳戸 1－1

＜開設科目名＞

国語科指導法Ⅰ、国語科指導法Ⅱ、体育科指導法Ⅰ、体育科指導法Ⅱ、生徒指導・教育相談及び進路指導等の理論と方法、特別支援教育基礎論、聴覚障害者の心理・生理・病理、知的障害者教育総論、言語・情緒障がい者教育総論、重複障害等教育総論、材料加工Ⅰ、材料加工Ⅱ、電気電子工学Ⅰ、電気電子工学Ⅱ、技術科指導法Ⅰ、情報社会と情報倫理、データベースⅠ

(3) 対面形式－2

＜会場名＞

岐阜県シンクタンク庁舎 岐阜市藪田南 5－1 4－1 2

＜開設科目名＞

視覚障害者教育論（1日目）

(4) 対面形式－3

＜会場名＞

岐阜県立岐阜盲学校 岐阜市北野町 70 番地 1

＜開設科目名＞

視覚障害者教育論（2日目）

(5) 対面形式－4

＜会場名＞

岐阜県庁 岐阜市藪田南 2－1－1

＜開設科目名＞

病弱者教育総論

(6) 対面形式－5

＜会場名＞

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス） 岐阜市柳津町高桑西 1－1

＜開設科目名＞

肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等

(7) 対面形式－6

＜会場名＞

OKB ふれあい会館 岐阜市藪田南 5 丁目 1 4 番 5 3 号

＜開設科目名＞

英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ

4 開設科目等

令和7年度岐阜県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧表のとおり。

5 各講座の時間割

令和7年度岐阜県教育委員会免許法認定講習時間割一覧表のとおり。

6 受講申込手続等

受講決定までの流れ

(1) 受講申込 → (2) 受講料支払い → (3) 受講決定

(1) 申込み

受講希望者は、岐阜県教育委員会ホームページ（以下 URL）より、受講を希望する科目の申し込みフォーム（電子申請）へアクセスし、各自で申込を行う。

<<<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/61437.html>>>

① 申込期限

令和7年6月9日（月）18時【期限厳守】

② 注意事項

- ・本籍地、氏名、生年月日は申請時の内容を「学力に関する証明書」にそのまま記載するため、戸籍に記されている内容を誤りのないように登録すること。
（例年、本籍地の誤りが散見されるため、申し込み前に確認願います。）
- ・メールアドレスは休日でも自身でメールが確認できるアドレスを登録すること。

(2) 受講料支払い

受講決定者については（1）申込みに基づき、支払い案内を通知する。受講科目数に応じた受講料を Logo フォームで支払うこと。（応募状況によって受講不許可となる可能性がある為、受講決定科目について支払い案内通知を注意して確認してください。）期日までに受講料の支払いがない場合は、受講決定を行わないため注意すること。

① 受講料

1,000 円（1 講座あたり）

② 支払方法

Logo フォームでのオンライン決済（クレジットカード、Pay-Pay）

③ 支払期限

約1週間以内（別途通知）

(3) 受講決定

支払いを確認後受講決定とする。登録のあったメールアドレスへ通知する。

7 単位の認定

各科目の単位数は1単位とし、定められた授業時数を出席し、試験等による成績審査に合格した者に認定する。

遅刻や早退した者、または受講態度が良くない者には、単位が認定されない場合がある。

別紙「岐阜県教育委員会免許法認定講習における単位認定について」「岐阜県教育委員会免許法認定講習における単位修得情報について」を参照すること。

「学力に関する証明書」は11月下旬頃に学校経由で送付予定。

8 受講定員

受講定員については、別紙開設科目一覧表のとおりとする。

受講希望者が定員を超えた場合、抽選等により受講者を決定する。

9 各講座の選考基準及び受講要件

(1) 小学校教諭2種免許状取得用科目

「国語科指導法Ⅰ」「国語科指導法Ⅱ」「体育科指導法Ⅰ」「体育科指導法Ⅱ」

「生徒指導・教育相談及び進路指導等の理論と方法」

以下の受講申込み者を優先する。

- ・現職の教諭で「小学校中学校両校種免許の取得推進教員」に指定された者
 - ・中学校に勤務する現職の教諭で小学校教諭免許状を有しない者
- (2) 特別支援学校教諭1種・2種免許状取得用科目
「特別支援教育基礎論」「視覚障害者教育論」「聴覚障害者の心理・生理・病理」
「知的障害者教育総論」「肢体不自由者教育総論」「病弱者教育総論」
「言語・情緒障がい者教育総論」「重複障害等教育総論」「LD等教育総論」
「肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等」
以下の受講申込み者を優先する。
- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、特別支援学校教諭免許状を有しない者
 - ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、担当する領域以外を定める特別支援学校教諭免許状を有する者
 - ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、1種免許状への上進を希望する者
 - ・特別支援学級又は通級指導を担当する教諭
- (3) 中学校教諭2種免許状（英語）取得用科目
「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」
以下の受講申込み者を優先する。
- ・現職の教諭で「小学校中学校両校種免許の取得推進教員」に指定された者
 - ・小学校に勤務する現職の教諭で中学校教諭免許状（英語）を有しない者
- (4) 中学校教諭2種免許状（技術）取得用科目
「材料加工Ⅰ」「材料加工Ⅱ」「電気電子工学Ⅰ」「電気電子工学Ⅱ」「技術科指導法Ⅰ」
以下の受講申込み者を優先する。
- ・中学校教諭2種免許・技術の取得意思があり、将来的に中学の教科「技術」を担当する意欲があること
 - ・免許教科外教科担任で技術を担当したことがある者
- (5) 高等学校教諭1種免許状（情報）取得用科目
「情報社会と情報倫理」「データベースⅠ」
以下の4点の要件を満たすことを要件とする。
- ・高校1種免許・情報の取得意思があり、将来的に高校の教科「情報」もしくは、小中学校の情報関連教育を担当する意欲があること
 - ・Pythonなどのプログラミング言語が理解できること
 - ・テキストエディタ編集可能なソフト（アプリ）がインストールされているPCを自身で準備すること
 - ・「データベースⅠ」は令和8年度開講予定の「データベースⅡ」を取得することを見込めること

10 対面形式による講義の受講について

- (1) 岐阜大学を会場とする講習を受講する場合
- ・自家用車を利用する場合は、必ず指定された駐車場（別途連絡）を利用すること。
- ※特別支援教育センター前の駐車場には絶対に駐車しないこと。
- (2) 岐阜県シンクタンク庁舎を会場とする講習を受講するとき
- ・OKBふれあい会館共有の駐車場を利用すること。
- (3) 岐阜県立岐阜盲学校を会場とする講習を受講する場合
- ・駐車場が無い場合、必ず公共交通機関を利用すること。
- (4) 岐阜県庁を会場とする講習を受講するとき
- ・来庁者専用駐車場を利用すること。
- (5) 岐阜聖徳学園大学を会場とする講習を受講する場合
- ・自家用車を利用する際は、必ず指定された駐車場（別途連絡）を利用すること。

- (6) OKB ふれあい会館を会場とする講習を受講する場合
・OKB ふれあい会館駐車場を利用すること。
- (7) 講義に遅刻した場合、単位を認定しない場合があるため十分注意すること。
- (8) その他、事務局（岐阜県教育委員会事務局義務教育課管理免許係）の指示があった場合はこれを遵守すること。

11 オンライン形式による講義の受講について

※使用するオンラインシステムの仕様等については別途通知予定

- (1) 受講に必要なPC用の附属機器として、カメラ、スピーカー（イヤホンでも可）、マイクについては各受講者が準備すること（これらを内蔵しているPCの使用を推奨）。受講時にマイクが作動せず、出席が確認できない場合、単位を認定できない場合があるため注意すること。
- (2) インターネットが利用できる環境、端末（PC、タブレット等）を確保すること。インターネット利用にかかる費用等については各自の負担となるため、注意すること。（特に受講に用いる端末について、定額でインターネットの利用契約をしていない場合などには多額の通信料が生じるおそれがあるので注意が必要。）
- (3) 対面形式の講義と同様、開始時間に出席が確認できなかった場合や、正当な理由なく長時間離席した場合には、単位を認定しない場合があるため注意すること。

12 その他

- (1) 受講に要するテキスト代、教材費等は受講者の負担とする。
- (2) 受講希望者が少数の講座は開講しない場合がある。
- (3) 本講習は免許状取得を目的とした講習であるため、研修目的の受講は認めない。
- (4) 受講決定後、やむを得ない理由により欠席する場合は、事前に欠席届を提出すること。ただし、病気等の当日発生した理由により欠席する場合は、後日の提出でも構わない。
- (5) 受講決定後に受講を辞退した場合、納入された受講料は返還しない。
- (6) 受講にあたっては、教員としての品位を保ち、講師及び会場の職員等に対しては礼節をもって接すること。特に、認められていない区域での喫煙や指定場所以外への駐車は大学への多大な迷惑となるため、必ずルールを遵守すること。（悪質であると判断した場合には、受講中止を命じる場合がある。）
- (7) 大雨警報や災害の発生などにより、対面形式の講義をオンライン形式へ切り替えるなど、開講予定を変更または中止する場合がある。変更等がある場合はHPに掲載するため、適宜確認すること。
- (8) 講習に関する問い合わせについては、下記問い合わせ先へ連絡することとし、大学窓口への連絡は一切しないこと。
- (9) 下記問い合わせ先は平日のみの対応となるため、休日に開講する講座に関して疑問点がある場合は、必ず事前に問い合わせること。

13 問い合わせ先

岐阜県教育委員会事務局義務教育課管理免許係
電 話 058-272-8742(直通)
F A X 058-278-2817
E-mail c17785@pref.gifu.lg.jp